



平成28年5月27日
国土交通省
土地・建設産業局建設業課

平成28年度予算の早期執行に向けて ～国土交通省発注工事の前払金の使途拡大～

平成28年度予算について、上半期末において予算現額の8割程度が契約済みとなることを目指し、予算の早期執行に取り組むとされていることを踏まえ、前払金の早期支払を通じた早期の事業進捗や経済効果の発現を図るため、国土交通省では、平成28年度発注工事の前払金の使途を拡大します。

対象となる前払金及び使途拡大の内容は以下のとおりです。

【対象となる前払金】

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事（国庫債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金で、平成29年3月31日までに払出しが行われるもの

【使途拡大の内容】

前払金の使途について、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に拡大します。

（注1）これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25となります。

（注2）既に請負契約を締結した工事についても本特例措置を適用することが可能ですが、その場合は、当該契約における前払金の使用に係る規定を変更することが必要ですので、発注者にご相談ください。

<お問い合わせ先>

土地・建設産業局建設業課 西山、田村、鈴木

TEL：03-5253-8111（内線24753、24710、24754）

（直通）03-5253-8277

FAX：03-5253-1553

※なお、地方公共団体発注工事については、地方自治法施行規則の改正が本日公布・施行されておりますので、総務省自治行政局までお問い合わせください。

※手続の詳細につきましては、最寄りの各保証事業会社の支店までお問い合わせください。